

消 食 基 第 2 号  
令 和 7 年 1 月 8 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

内閣総理大臣 石破 茂  
( 公 印 省 略 )

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが  
明らかに必要でないときについて(照会)

下記の事項については、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第11条第  
1項第1号に該当すると解してよろしいか。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第18条第1項の規定に基づき、食品、  
添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に定める器具及び容器  
包装の規格基準を別紙のとおり改正すること。



別紙

## 器具及び容器包装の規格基準の改正について (安全性審査の導入及び第一種特定化学物質の取扱い)

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部を以下のとおり改正する。

### (1) 安全性審査の導入

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第1条に規定された材質の原材料であって、これに含まれる物質ごとに定める含有量等について、規格基準告示の別表第1により規定することが適当でない認められる場合には、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた内容のとおりとする規定を設けること。

### (2) 第一種特定化学物質の取扱い

器具又は容器包装には、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質を原材料として用いてはならないとする規定を設けること。